

県管理河川における ホットラインの実施状況と検証について

平成31年2月5日

豊前・行橋水防地方本部圏域 大規模氾濫減災協議会

ホットラインとは・・・

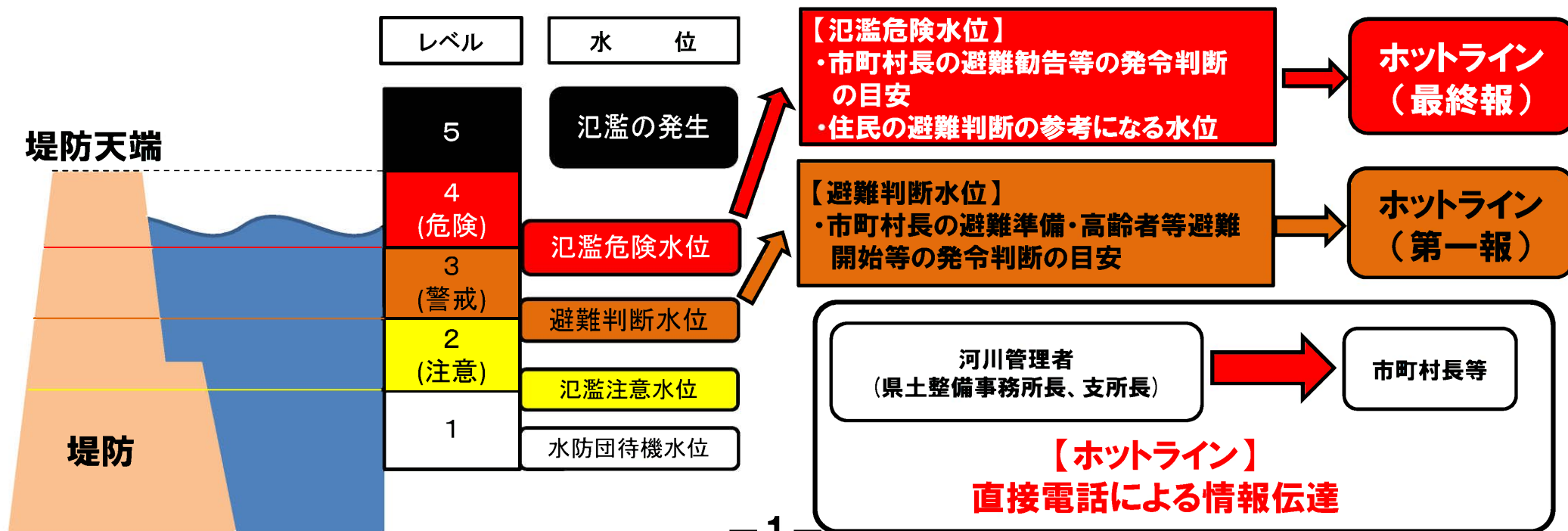
河川管理者が市町村長等(市町村長が指示する責任者)へ、**直接、電話等により、河川の水位情報を伝達**

〔背景〕

- 平成28年の台風等において、**中小河川での逃げ遅れによる人的被害や甚大な経済損失が発生したことから、中小河川においても、水防災意識社会の再構築への取り組みが必要**
- 取り組むべき課題の一つとして、緊急時に河川管理者からの水位情報が、避難勧告等の発令権限を持つ市町村長(もしくは市町村幹部)に伝わらず、**確実な避難勧告等の発令に支障があったことが挙げられた。**

〔対策・目標〕

国管理河川では河川事務所長から市町村長等へ直接、河川情報を伝える**ホットライン**を構築済。
県管理河川においても、**平成30年出水期までにホットラインの構築【平成30年5月23日構築済み】**



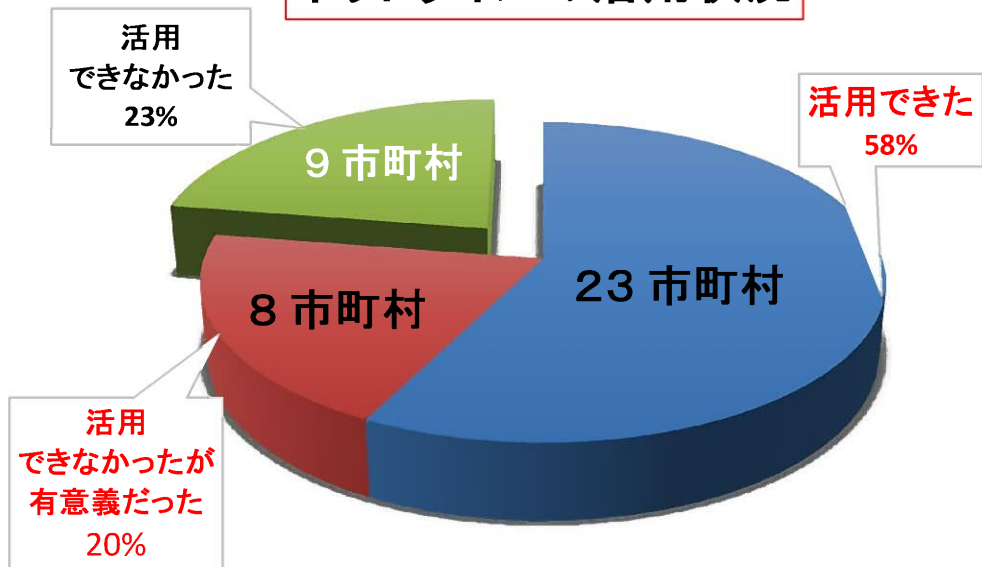
- 県管理河川**において、平成30年5月23日「**ホットライン**」を構築
- 今回の豪雨において、県管理の40水位周知河川のうち、**29河川**で**避難判断水位**又は**氾濫危険水位**に到達
- 県土整備事務所長、支所長**から、**41の市町村長**などへ、「**ホットライン**」を実施
 - ◆**ホットライン延べ126回実施**(避難判断水位:延べ75回、氾濫危険水位:延べ51回)

「豊前・行橋」水防地方本部圏域のホットライン実施状況

ホットライン先 市町村	河川名	観測所名	避難判断水位		氾濫危険水位		ホットライン 実施回数
			到達	日時	到達	日時	
行橋市	今川	高崎	H30.7.6	14:00	H30.7.6	14:40	2
		犀川	H30.7.6	13:10	H30.7.6	13:40	2
	祓川	鳥越橋	H30.7.6	17:10	—	—	1
		犬丸渡橋	H30.7.6	13:20	—	—	1
豊前市	佐井川	新大の瀬橋	H30.7.6	17:40	—	—	1
苅田町	今川	高崎	H30.7.6	14:00	H30.7.6	14:40	2
		犀川	H30.7.6	13:10	H30.7.6	13:40	2
みやこ町	今川	高崎	H30.7.6	14:00	H30.7.6	14:40	2
		犀川	H30.7.6	13:10	H30.7.6	13:40	2
	祓川	鳥越橋	H30.7.6	17:10	—	—	1
		犬丸渡橋	H30.7.6	13:20	—	—	1
築上町	城井川	馬渡橋	H30.7.6	15:20	—	—	1

- 「**ホットライン**」を実施した**41市町村**のうち、**40市町村**が「**避難勧告等を発令**」
- 40市町村**のうち、**31市町村**が「**ホットラインを活用できた又は有意義**」と回答

ホットラインの活用状況



【市町村の意見】

- ・首長に直接情報が伝わり、避難勧告等の発令をスムーズに行うことができた。
- ・避難勧告発令を判断している最中にホットラインがあり、河川管理者の意見を参考にできた。

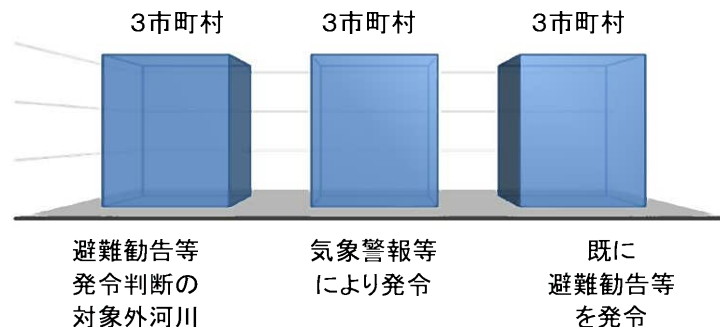
○避難勧告発令の実例(福岡市)

- ・H30.7.6 7:00 避難判断水位到達(室見川)
- ・H30.7.6 7:20 氾濫危険水位到達(室見川)
- ・H30.7.6 7:30 ホットライン実施
- ・H30.7.6 8:00 室見川流域 避難勧告発令

ホットラインについての自由意見



ホットラインを活用できなかった理由



●見直しの概要

- ホットライン先の市町村長等に加え、**防災担当部局の役職者にもホットラインメールを配信**
- 各市町村のホットライン**対象河川(観測所)の見直し**

●ホットラインの流れ概要図

- ① 氾濫危険水位又は避難判断水位に到達
- ② 水防地方本部長、市町村長等**及び防災担当部局の役職者**へメール自動配信
- ③ 水防地方本部長から市町村長等へホットライン実施

